

服部事務所だより

ご連絡先 : 〒683 - 0003 米子市皆生5 - 5 - 5

電話 : 0859-33-8594 FAX : 0859-33-8775

e - mail : hattori@sea.chukai.ne.jp http://www.chukai.ne.jp/ hattori/

平成21年8月増刊号



8月の生活ホットニュース 第2弾

年金・医療制度とも連続赤字

過去最大の赤字幅

厚生労働省は、自営業者などが加入する国民年金とサラリーマンが加入する厚生年金、また、主に中小企業のサラリーマンが加入する「協会けんぽ」の2008年度の決算を発表しました。

国民年金・厚生年金とも運用損が響き過去最大の赤字幅となっており、赤字額は、国民年金が1兆1,216億円、厚生年金が10兆1,795億円となっています。国民年金が3年連続の赤字、厚生年金が2年連続の赤字です。

この主な原因は、リーマンショック等により内外の株式市場が大幅に下落したことに加え、為替市場で急速に円高に進んだ影響により、積立金を運用している年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の運用損失が膨らんだためです。

納めた甲斐のある年金給付と制度の見直しが必要

こういうヘッジファンドのまねごとを続けるようであれば、年金制度は、運用面からも破綻します。さらに、国民年金保険料は最低の納付率 厚生年金の給付率は「モデル世帯で将来にわたって現役所得の50%保証する」といいながら、実際には多くの世帯では3割台～4割台の給付水準になってしまうこと。

小泉改革「100年の安心」はもはや砂上の楼閣です。

協会けんぽでは9月から個別の保険料率

協会けんぽでは、今年9月から、保険料率が全国一律のものから都道府県ごとに個別に決められることとなります。

まだ移行措置でそれほど大きな地域差はできません。今後じわじわと地域間格差が生まれることが予想されます。

最低賃金、鳥取県は630円？

引上げ額の目安は全国平均7～9円

厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会(小委員会)は、2009年度の最低賃金の改定額の目安を決定しました。35県については現状維持とし、最低賃金額が生活保護支給額を下回る12都道府県に限り引上げの方針を打ち出しています。その結果、引上げ額は、昨年度実績(16円)を下回る見込みです。

鳥取県の最低賃金は、現在629円ですが、10月より630円になる可能性が強まっています。

平成21年度事業主説明会のご案内

今年も鳥取県労働保険事務組合連合会による事業主説明会が、以下の日程で開催されることになりました。

今回は、労働基準監督署などから講師を招き「労災補償について」「労災にかかる危機管理について」等をわかりやすくお話いただく予定です。

とき 10月6日(火)午後1時半～3時半

ところ 米子コンベンションセンター

参加無料

(事業主様、事務担当の方、お気軽にご参加ください)

参加ご希望の方は9月18日(金)までに

当事務所までご連絡ください

服部事務所ホームページを

ぜひ一度ご覧下さい

服部社会保険労務士事務所 で検索

随時更新中!